

緩和ケア病棟への入院をお考えの方へ

松戸市立福祉医療センター東松戸病院

【緩和ケアとは】

緩和ケアとは重い病を抱える患者さんやその家族一人一人の身体や心などの様々な辛さを和らげ、より豊かな人生を送ることができるよう支えていくケアです。

【緩和ケア病棟とは】

緩和ケア病棟は入院治療が必要な痛みなどの辛さを抱えた患者さんに対して、辛さを和らげるための医療を提供する場です。また、症状が落ち着いた患者さんへの在宅療養などへの移行も支援しています。

【当院の緩和ケア病棟の特徴】

緩和ケア病棟は、症状緩和に役立つと思われる検査・治療（点滴など）については、患者さん・ご家族と相談しながら決めていきます。悪性腫瘍に対する積極的な治療（抗がん剤・症状の改善を見込めない輸血など）や人工呼吸器・人工透析など医療機器の使用、積極的な延命処置（血圧を上げる薬剤の使用や心臓マッサージなど）は行いません。入院後、症状が安定した場合には2か月を待たずに退院調整（在宅療養や転院）をしています。限られた入院施設を多くの方にご利用頂くために当院の緩和ケア病棟の長期入院は難しいことをご理解ください。体調が悪化して入院が必要となった場合は、再入院も可能です。

【当院の緩和ケア病棟への入院受け入れの基準】

以下に当てはまる患者さんの受け入れをさせていただいています。

1. 悪性腫瘍と診断され、そのために心身の苦痛症状を抱えている方
2. 当院で入院治療が必要と思われる症状がある方
(症状が軽減された後、在宅療養を希望している方)
3. 患者さん・ご家族が緩和ケア病棟への入棟を希望されている方
4. 患者さんご本人が治療や入院生活に対して自己判断ができることが望ましい
5. 患者さんご本人が緩和ケア病棟での看取りを希望されている方
6. 当院で適切な対応が不可能と思われるがん以外の重篤な病気（重症の認知症・統合失調症・うつ病・脳卒中急性期、重篤な自己免疫病など）を有しない
7. その他、入棟判定会議で入棟が妥当と認められた方

【当院の緩和ケア病棟からの退院を考慮する基準】

以下の場合には療養場所の変更（在宅療養など）を検討させていただきます。

1. 患者さん・ご家族が退院を希望されたとき
2. 病状が安定したとき（入院のきっかけとなった症状が軽減したとき）
3. 在宅療養が可能と判断されたとき
4. 悪性腫瘍の治療やその他の療養を希望されたとき
5. 他施設においてがん以外の病気の治療を希望されたとき